労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。（法第 23 条第５号）

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

〇実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人　長野県シルバー人材センター連合会　　須高広域事務所

〒382-0076　須坂市大字須坂 1218 番地

令和３年度実績

派遣労働者の数	４７人
派遣先の数	１５社
マージン率	２１．３％
派遣料金の１人あたりの平均額	11，９２０円（１日あたり８時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	9，３７７円（１日あたり８時間換算）
教育訓練に関する事項	安全研修、運転者適性検査等
その他事項	労災保険加入・年次有給休暇制度 ※社会保険・雇用保険加入なし シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的かつ短期的（概ね月 10 日程度）、または軽易な業務（概ね週 20 時間以内）」に限定されており適用対象外となっております。 ※労使協定の締結無し